

おむつに係る費用の医療費控除

本人又は扶養を受けている方がおむつを使用している場合、確定申告により、医療費控除を受けることができます。

申告で医療費控除をはじめて受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

また、おむつ代の医療費控除を受けるのが、**2年目以降である方は**、町が発行する「おむつ使用確認書」でも認められます。

【「おむつ使用確認書」発行対象者】

おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であり、認定基準日において、次の要件をすべて満たす方。

- 1 介護保険の要介護認定を受けている
- 2 介護保険の要介護認定のために医師が作成した「主治医意見書」の記入日が、令和3年中（要介護認定の有効期限が13か月以上の方は令和元年、令和2年）であり、①、②両方に該当する
 - ①3（1）寝たきり度がB1、B2、C1、C2のどれかに該当
 - ②4（3）尿失禁にチェックがある

上記の条件にすべて当てはまると思われる方で、「おむつ使用確認書」が必要な方は健康福祉課までご連絡ください。

問合せ 健康福祉課 介護保険担当 ☎66・3111 内線124

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳などを持っていない方でも、次の条件を満たしていれば「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられ、この認定書を、申告時に提示することにより、本人、または扶養者が障害者控除の適用を受けられる場合があります。

- ・身体障害者手帳などを持っていない65歳以上の要支援2、または要介護1～5の介護保険の認定を令和3年12月31日現在で受けていること
- ・介護保険の要介護認定のために医師が作成した主治医意見書及び訪問調査結果で、日常生活自立度が低いこと

※日常生活自立度は、必ずしも介護度の重さとは一致しませんので、介護度が重度の方が対象者として認定される訳ではありません。

該当すると思われる方は、健康福祉課に「介護保険被保険者証」を持参し、本人、または代理人が申請してください。申請に基づき確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

なお、身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。

問合せ 健康福祉課 介護保険担当 ☎66・3111 内線124

「地域歳末たすけあい運動」にご協力ありがとうございました

令和3年度地域歳末たすけあい運動に、今年も多くの皆様から募金をお寄せいただき、まことにありがとうございました。

ご協力くださいました方々のご芳名と、募金結果についてご報告いたします。（令和4年1月5日現在）

収入の部《募金内訳》（敬称略）

行政区戸別募金	556,140円	ホルモンふじこお客様一同	9,839円
長瀬町老人クラブ連合会	167,600円	匿名	10,000円
長瀬町赤十字奉仕団	54,375円	匿名	500円
北秩父佛教会	30,000円	匿名	67円
野上キリスト福音教会長瀬チャペル	10,000円		
		収入合計	838,521円

支出の部《配分金内訳》（一人あたりの配分金額は、4,000円です）

生活保護世帯（25世帯29人）	116,000円	ねたきり高齢者（4人）	16,000円
準要保護世帯（22世帯66人）	264,000円	ひとり親世帯（12世帯15人）	60,000円
障害者（45人）	180,000円	配分にかかる費用	550円
単身高齢者（2人）	8,000円	歳末福祉事業（歳末カレーまつり）	19,120円
		支出合計	663,670円

※事業完了後の募金残金は、次年度事業資金として繰越させていただきます。

問合せ 長瀬町社会福祉協議会 ☎66・1139